

安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

安芸高田市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 <u>72 条第 1 項</u> の規定に基づき、安芸高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。	(設置) 第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 <u>77 条第 1 項</u> の規定に基づき、安芸高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 子ども・子育て会議は、<u>法第 72 条第 1 項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>第 3 条から第 8 条まで (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 子ども・子育て会議は、<u>法第 77 条第 1 項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>第 3 条から第 8 条まで (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。